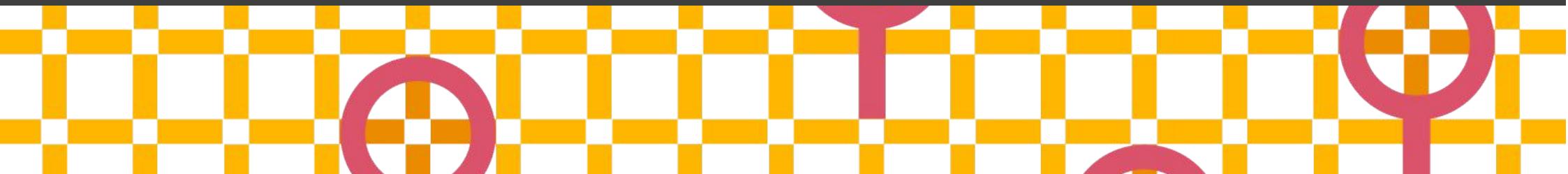


個人データ保護に関する政令の違反に関する草案

2024年5月10日



概要

2023年4月17日に発行された個人データ保護に関する政令13/2023/NĐ-CPに続き、公安省は現在、サイバーセキュリティおよび個人データ保護についての違反行為に対する行政罰に関する政令の草案を作成しており、導入に向けて最終段階を迎えています。

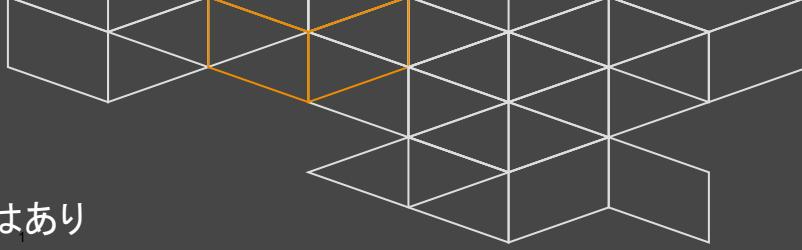
当草案は、2024年6月からの施行が計画されています。

詳細

最新の草案内容について主な点は以下のとおりです。

- 個人データ保護に関する以下の違反、例えばデータ主体の同意が得られていない、プライバシー通知が行われていない、データが削除・破棄されていない、法律に沿った個人データ保護ポリシーが策定されていない、マーケティングおよび広告事業活動に関する個人データ保護の違反(初回違反の場合)などについては、最大2億ドンの罰金が科される可能性があります。
- その他のコンプライアンス違反として、例えば (i) 個人データ処理の影響に関する評価報告書を提出しなかった場合、または (ii) 海外への個人データ移転の影響に関する評価報告書を法定期限内に提出しなかつた場合には、1億4千万ドンから2億ドンの罰金が科される可能性があります。
- さらに重要な点として、当該草案では、特定の状況において、ベトナムにおける前会計年度の総売上高の5%を上限とする罰金が科される可能性があるとされています。
- 例えば以下の場合が該当します。
 - マーケティングおよび広告事業活動における個人データ保護規則違反 (2回目の違反以降)
 - 個人データの違法な収集、移転、購入、または販売 (2回目の違反以降)
 - 500万人以上のベトナム国民の個人データの損失につながる、個人データの処理違反または海外への個人データ移転における保護措置の不実施
- 上記の罰金に加えて、1~3ヶ月間の事業活動の一時停止や個人データの処理の停止措置、社会的批判、個人データの削除・破棄などの行政措置も検討される場合があります。

当該草案について引き続き注視し、今後も最新情報をお知らせします。



お問い合わせ

本書は一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではありません。

詳細については以下の担当者まで個別にお問い合わせください。



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



小暮 寛之 / Hiroyuki Kogure
シニアマネージャー
+84 32 543 6850
kogure.hiroyuki@pwc.com



塚本 裕之 / Hiroyuki Tsukamoto
マネージャー
+84 76 471 6470
tsukamoto.hiroyuki@pwc.com



www.pwc.com/vn

